

平成26年 4月 7日

原子力規制委員会

原子力規制庁放射線防護対策部

原子力防災政策課長 森下 泰 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

所長 竹中 信吾

「人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて（連絡）

平成25年12月20日付けで提出しました「人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年4月1日付け独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織改正等に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、連絡いたします。

添付資料

- ・「人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

読み替え前(平成25年12月20日付け)	読み替え後(平成26年4月1日以降適用)	備考
独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 <u>平成25年12月</u> 独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 <u>平成26年4月</u> 独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	

独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 原子力事業者防災業務計画 読替表

[illegible]

独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 原子力事業者防災業務計画 読替表

読み替え前(平成25年12月20日付け)	読み替え後(平成26年4月1日以降適用)	備考
(4) 略)	(4) 略)	
(2. 略)	(2. 略)	
3. 原子力防災体制発令後の原子力防災要員等の非常招集 (1) 原子力防災要員等の非常招集 原子力防災管理者は、原子力防災体制発令後直ちに、別図2に定める原子力防災組織の原子力防災要員等を非常招集する。また、あらかじめ原子力防災要員等の動員計画及び事業所内連絡経路を策定し、これを関係者に周知する。 (2) 機構対策本部要員の非常招集 <u>安全統括部長</u>は、原子力防災体制発令後直ちに機構対策本部要員を非常招集する。	3. 原子力防災体制発令後の原子力防災要員等の非常招集 (1) 原子力防災要員等の非常招集 原子力防災管理者は、原子力防災体制発令後直ちに、別図2に定める原子力防災組織の原子力防災要員等を非常招集する。また、あらかじめ原子力防災要員等の動員計画及び事業所内連絡経路を策定し、これを関係者に周知する。 (2) 機構対策本部要員の非常招集 <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、原子力防災体制発令後直ちに機構対策本部要員を非常招集する。	機構組織改正に伴う修正
(4. 略)	(4. 略)	
(5. 略)	(5. 略)	
(第3節略)	(第3節略)	
(第4節略)	(第4節略)	
(第5節略)	(第5節略)	
(第6節略)	(第6節略)	
(第7節略)	(第7節略)	
(第8節略)	(第8節略)	
第3章 緊急事態応急対策等の実施	第3章 緊急事態応急対策等の実施	
(第1節略)	(第1節略)	
(1. 略)	(1. 略)	

独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 原子力事業防災業務計画 読替表

読み替え前(平成25年12月20日付け)	読み替え後(平成26年4月1日以降適用)	備考
2. 原子力防災体制発令時の対応 (1) 原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「原子力防災体制の区分」及び第2章第2節1. (1)「原子力防災体制の発令」に基づき、直ちに第1次原子力防災体制を発令する。また、原子力緊急事態に至ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、直ちに第2次原子力防災体制を発令する。 (2) 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに別図4に定められた通報先及び<u>安全統括部長</u>に通報する。 (3) <u>安全統括部長</u>は、事業所から第1次原子力防災体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「原子力防災体制の区分」及び第2章第2節1. (1)「原子力防災体制の発令」に基づき、本部に第1次原子力防災体制を発令する。また、第2次原子力防災体制の発令を受けたときは、理事長に対して事業所の第2次原子力防災体制発令を報告する。この報告を受けた理事長は本部における第2次原子力防災体制を発令するとともに、機構対策本部長の職務を<u>安全統括部長</u>から引き継ぐ。なお、事象の進展によっては、第1次原子力防災体制を発令せず、直接第2次原子力防災体制を発令する場合もある。 (4) 原子力防災管理者及び<u>安全統括部長</u>(第2次原子力防災体制の場合は理事長)は、原子力防災体制発令後、原子力防災要員等及び機構対策本部の要員を非常招集し、事業所及び本部に対策本部が設置された後は、原子力防災管理者及び<u>安全統括部長</u>(第2次原子力防災体制の場合は理事長)がそれぞれの対策本部長となり活動を開始する。	2. 原子力防災体制発令時の対応 (1) 原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「原子力防災体制の区分」及び第2章第2節1. (1)「原子力防災体制の発令」に基づき、直ちに第1次原子力防災体制を発令する。また、原子力緊急事態に至ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、直ちに第2次原子力防災体制を発令する。 (2) 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに別図4に定められた通報先及び<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>に通報する。 (3) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、事業所から第1次原子力防災体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「原子力防災体制の区分」及び第2章第2節1. (1)「原子力防災体制の発令」に基づき、本部に第1次原子力防災体制を発令する。また、第2次原子力防災体制の発令を受けたときは、理事長に対して事業所の第2次原子力防災体制発令を報告する。この報告を受けた理事長は本部における第2次原子力防災体制を発令するとともに、機構対策本部長の職務を<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>から引き継ぐ。なお、事象の進展によっては、第1次原子力防災体制を発令せず、直接第2次原子力防災体制を発令する場合もある。 (4) 原子力防災管理者及び<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>(第2次原子力防災体制の場合は理事長)は、原子力防災体制発令後、原子力防災要員等及び機構対策本部の要員を非常招集し、事業所及び本部に対策本部が設置された後は、原子力防災管理者及び<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>(第2次原子力防災体制の場合は理事長)がそれぞれの対策本部長となり活動を開始する。	機構組織改正に伴う修正 機構組織改正に伴う修正 機構組織改正に伴う修正 機構組織改正に伴う修正
3. 情報の収集と提供 (1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。 a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況 d. 事業所周辺における放射線、放射性物質及びフッ素の測定結果 e. 放出放射性物質等の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. その他必要と認める事項 (2) 現地対策本部長は、上記収集内容を、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長、その他別図4に定められた通報先及び<u>安全統括部長</u>(第2次原子力防災体制の場合は理事長)に、様式7-1又は様式7-2を用いて、速やか且つ定期的に提供することとし、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関と情報の共有化を図り、原子力災害対策活動に支障の生ずることがないよう調整する。原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害合同対策協議会に連絡する。 (3) 現地対策本部長は、応急措置又は緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会の場を活用して相互に密接な情報交換を行う。	3. 情報の収集と提供 (1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。 a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況 d. 事業所周辺における放射線、放射性物質及びフッ素の測定結果 e. 放出放射性物質等の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. その他必要と認める事項 (2) 現地対策本部長は、上記収集内容を、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長、その他別図4に定められた通報先及び<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>(第2次原子力防災体制の場合は理事長)に、様式7-1又は様式7-2を用いて、速やか且つ定期的に提供することとし、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関と情報の共有化を図り、原子力災害対策活動に支障の生ずることがないよう調整する。原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害合同対策協議会に連絡する。 (3) 現地対策本部長は、応急措置又は緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会の場を活用して相互に密接な情報交換を行う。	機構組織改正に伴う修正
(第2節略)	(第2節略)	
(第3節略)	(第3節略)	
(第4節略)	(第4節略)	
(第5章略)	(第5章略)	

独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 原子力事業防災業務計画 読替表

読み替え前（平成25年12月20日付け）	読み替え後（平成26年4月1日以降適用）	備考
（以下、別表1～7まで略） （以下、別図1～3まで略） 原子力防災管理者 - 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 *1, *2, *3 - 岡山県 危機管理課（岡山県知事） *1, *2 - 広島市 広島市安全課（広島市長） *1, *2 - 広島県 危機管理課 原子力安全対策課（広島県知事） *1, *2 - 岡山県 警察本部 警備課（通信指令課経由） *2 - 広島県 警察本部 警備第二課 *2 - 災害地区前泊所センター *2 - 上置原原子力規制事務所（原子力保安検査官・原子力防災専門官） *2 - 内閣府（内閣総理大臣） *2 - 内閣府（政務次官補佐） *2 - 内閣官房（情報通信センター） *2 - 内閣官房（副長官補佐 安全保障・危機管理担当） *2 - 岡山県 環境文化部 環境企画課 *3 - 津山市 総務部 危機管理室 *3 - 津山市 総務支所 市民生活課 *3 - 津山市 阿波支所 市民生活課 *3 - 津山市 鶴北支所 市民生活課 *3 - 津山市 久米支所 市民生活課 *3 - 真庭市 危機管理課 *3 - 三朝町 危機管理課（三朝町長） *3 - 鳥取市 佐伯町 総合支所 地域振興課 *3 - 倉吉市 防災安全課 *3 - 湯梨浜町 総務課 *3 - 津山警察署 警備課 *3 - 倉吉警察署 警備課 *3 - 広島中地区と広島連合 消防総務課 *3 - 津山労働基準監督署 安全衛生課 *3 - 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 核物質防護室 中国分室 *3 - 文部科学省 研究開発局 原子力課 *3 - 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 *3 - 経済産業省 中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 *3 - 上置原オフサイトセンター *3 - 広島市 総務課 上置原振興センター *3 - 広島病院（広島県） *3 - 津山自衛隊第13科団隊 *3 - 原子力災害対策本部（内閣府内） - 原子力災害対策本部（原子力規制委員会 内） - 原子力災害現地対策本部（上置原オフサイトセンター） - 岡山県 原子力災害対策本部（県庁内） - 広島県 原子力災害対策本部（県庁内） - 広島市 原子力災害対策本部（市庁内） - 三朝町 原子力災害対策本部（庁舎内） （注）通信連絡の根拠となる法令等 *1 原子法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請 別図4 関係機関への通報連絡経路	（以下、別表1～7まで略） （以下、別図1～3まで略） 原子力防災管理者 - 原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 原子力防災課 *1, *2, *3 - 岡山県 危機管理課（岡山県知事） *1, *2 - 広島市 広島市安全課（広島市長） *1, *2 - 広島県 危機管理課 原子力安全対策課（広島県知事） *1, *2 - 岡山県 警察本部 警備課（通信指令課経由） *2 - 広島県 警察本部 警備第二課 *2 - 災害地区前泊所センター *2 - 上置原原子力規制事務所（原子力保安検査官・原子力防災専門官） *2 - 内閣府（内閣総理大臣） *2 - 内閣府（政務次官補佐） *2 - 内閣官房（情報通信センター） *2 - 内閣官房（副長官補佐 事態対応・危機管理担当） *2 - 岡山県 環境文化部 環境企画課 *3 - 津山市 総務部 危機管理室 *3 - 津山市 総務支所 市民生活課 *3 - 津山市 阿波支所 市民生活課 *3 - 津山市 鶴北支所 市民生活課 *3 - 津山市 久米支所 市民生活課 *3 - 真庭市 危機管理課 *3 - 三朝町 危機管理課（三朝町長） *3 - 鳥取市 佐伯町 総合支所 地域振興課 *3 - 倉吉市 防災安全課 *3 - 湯梨浜町 総務課 *3 - 津山警察署 警備課 *3 - 倉吉警察署 警備課 *3 - 広島中地区と広島連合 消防総務課 *3 - 津山労働基準監督署 安全衛生課 *3 - 原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 原子力防災課 核物質防護室 中国分室 *3 - 文部科学省 研究開発局 原子力課 *3 - 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 *3 - 経済産業省 中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 *3 - 上置原オフサイトセンター *3 - 広島市 総務課 上置原振興センター *3 - 広島病院（広島県） *3 - 津山自衛隊第13科団隊 *3 - 原子力災害対策本部（内閣府内） - 原子力災害対策本部（原子力規制委員会 内） - 原子力災害現地対策本部（上置原オフサイトセンター） - 岡山県 原子力災害対策本部（県庁内） - 広島県 原子力災害対策本部（県庁内） - 広島市 原子力災害対策本部（市庁内） - 三朝町 原子力災害対策本部（庁舎内） （注）通信連絡の根拠となる法令等 *1 原子法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請 別図4 関係機関への通報連絡経路	記載の適正化

独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 原子力事業防災業務計画 読替表

読み替え前(平成25年12月20日付け)	読み替え後(平成26年4月1日以降適用)	備考
事業所外運搬責任者 - 事象発生場所を管轄する海上保安部 *2 - 事象発生場所を管轄する警察 *2 - 事象発生場所を管轄する消防 *2 - 事象発生場所を管轄する都道府県知事 *1,*2 - 事象発生場所を管轄する市町村長 *1,*2 - 国土交通省 自動車局 環境政策課(国土交通大臣) *1,*2 - 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 *1,*2,*3 - 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 核物質防護室 中国分室(核防関係) *3 - 内閣府(内閣総理大臣) *2 - 内閣府(政策統括官付) *2 - 内閣官房(情報集約センター) *2 - 内閣官房(副長官補付 安全保障・危機管理担当) *2 - 事象発生場所を管轄する原子力防災専門官 *3 - 上覧原原子力規制事務所 (原子力保安検査官・原子力防災専門官) *3 原子力防災管理者 - 通過する都府県警察 *3 - 発地を管轄する警察 *3 - 着地を管轄する警察 *3 - 岡山県 危機管理課(岡山県知事) *3 - 鏡野町 暮らし安全課(鏡野町長) *3 - 鏡野町 総務課 上覧原振興センター *3 - 鳥取県 危機管理局 原子力安全対策課(鳥取県知事) *3 - 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 *3 - 岡山県 環境文化部 環境企画課 *3 - 陸上自衛隊第13特科隊 *3	事業所外運搬責任者 - 事象発生場所を管轄する海上保安部 *2 - 事象発生場所を管轄する警察 *2 - 事象発生場所を管轄する消防 *2 - 事象発生場所を管轄する都道府県知事 *1,*2 - 事象発生場所を管轄する市町村長 *1,*2 - 国土交通省 自動車局 環境政策課(国土交通大臣) *1,*2 - 原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 原子力防災政策課 *1,*2,*3 - 原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 原子力防災政策課 核セキュリティ・核物質防護室 中国分室(核防関係) *3 - 内閣府(内閣総理大臣) *2 - 内閣府(政策統括官付) *2 - 内閣官房(情報集約センター) *2 - 内閣官房(副長官補付 事態対応・危機管理担当) *2 - 事象発生場所を管轄する原子力防災専門官 *3 - 上覧原原子力規制事務所 (原子力保安検査官・原子力防災専門官) *3 原子力防災管理者 - 通過する都府県警察 *3 - 発地を管轄する警察 *3 - 着地を管轄する警察 *3 - 岡山県 危機管理課(岡山県知事) *3 - 鏡野町 暮らし安全課(鏡野町長) *3 - 鏡野町 総務課 上覧原振興センター *3 - 鳥取県 危機管理局 原子力安全対策課(鳥取県知事) *3 - 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 *3 - 岡山県 環境文化部 環境企画課 *3 - 陸上自衛隊第13特科隊 *3	記載の適正化
(注) 通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請	(注) 通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請	
別図5 関係機関への通報連絡経路(事業所外運搬時)	別図5 関係機関への通報連絡経路(事業所外運搬時)	
(以下、すべて略)		